人権新聞

発行所
社団法人　自由人権協会
東京都中央区銀座東5の5
南海航空ビル7階
電話（543）4946番
振替口座東京62718番
Japan Civil Liberties Union.
No. 5, 5 chome, Ginza, Higasi Chuoku, Tokyo, Japan.（Telephone, Tokyo 543-4946
海外電信略号（CABLE ADD.）
CIVIL LIBERTIES
協会創立：1947.11.23.
本紙創刊：1950. 5. 1.
理事長：海野普吉
副理事長：戒能通孝　宮崎繁樹
〃　：川島武宜　金沢良雄
本紙発行人：大野正男
本紙編集人：編集部
購読料：半年 100円（送料共）
1年 200円（送料共）

一九六八・国際人権年

人権擁護の力強い発展のために

本年は世界人権宣言採択二〇周年、国際人権年とされ、世界を挙げてこれを記念し、更に人権を伸長するための行事や努力が広く行われつつあります。その一環として当協会ともゆかりの深い国際人権連盟（本部ニューヨーク）から、次のような呼びかけが来ました。

当協会は、これまでも人権規約の紹介や採択のためのキャンペーンを行い、国際人権年の意義と人権保護の促進を強調して来ましたが、この呼びかけに応えて、五月十一日理事会を開催し、以下の様な決議をして、回答しました。

（理事会出席者は次の通り、松井康浩、山田伸男、内田剛弘、小田成光、猪股治三、伊達秋雄、西田公一、吉川綏二、柳沢健、西堀栄三郎の諸氏であった）

全世界の会員と通信員へ

世界中いたるところの胸いたむ諸事件のため、世界における自由と正義と平和の基礎としての「人類のすべてのメンバーの固有の尊厳と平等にして不可譲の権利」（世界人権宣言前文）の承認なる人権を擁護することに関心をもつすべての人によって重要な方策が現在とられることが、いつにもまして緊急のこととなっています。

従って我々は、貴協会が貴国において次のような意味ある行動をとられるよう提案したい。

一、人権に関する世界宣言や、人権に関する国連の宣言、文書に掲げられた基準の立法化のために貴国政府の支持を求めること

二、基本的人権や自由を実効あらしめる国家制度を設立、整備すること

三、人権に関して新しい考え方を生み出すための教育のプログラムに関係すること

四、人権を推進するについての社会の有効性について会合、研究会、セミナーを組織すること

五、公共的コミュニケーションのメディア（新聞、ラジオ、テレビ等）に対し、世界人権宣言を広める意図で、人権問題に関する特別のプログラム、論説、出版物等を企画するよう推奨すること

六、国際人権年のシンボル・コーク等の使用について

政府の行う記念切手、記念封印等の意見具申に協力する。

以上

資協会員組合の教育研究大会と連絡について

人権協会は、世界人権宣言およびをとり、国民の人権教育と促進する。

四、人権推進のための社会的活動について

（1）、現在行っている定例研究会（月一回）を継続すると共に、その成果を編集出版する。

（2）、世界人権宣言および自由人権協会の成立二十周年を記念し、人権に関する特別出版を行う。

（3）、広く関係諸団体に呼びかけ適時人権に関する研究会、討論会を開催する。

五、公共的コミュニケーションのメディアについて

ラジオ、テレビ、新聞等に広く働きかけ、世界人権宣言二〇周年記念の人権に関する特集報道をさせ、その企画に参加する。

六、国際人権年のシンボル・コーク等の使用について

政府の行う記念切手、記念封印等の意見具申に協力する。

以上

人権擁護の力強い発展のために

人権擁護の力強い発展のための御案内

研究会への御案内

「政治亡命者保護立法」について

最近イントレピッド号の米軍人の逃亡、台湾青年独立運盟の棚脅迫などと、政治亡命者の人権保護の規定には甚しく欠けており、世界人権宣言一四条一項の趣旨をうけた政治難民保護条約も批准されておりません。

現在は政治亡命の問題が起こるたびに志ある方々が個々的に救済の手をのべていますが、その間の連絡もなく、問題の根本的対策になっていないのが実情のように思われます。

他方入国管理局は政治亡命を認めず、柳青年の事件に見られたように、まるで猫の子でも送りかえすように、政治亡命者の強制送還におびえ、政治的立場をこえ人権問題として本問題を検討したいと考えますので是非お出でくださるよう、お願いします。

期日　六月二一日午後二時

場所　日比谷公園内松本楼

参考資料　亡命者の地位に関する法律案綱

亡命者の地位に関する法律案要綱

一、政治亡命者の人権を保障すべきは国際法上の要請である。しかし我国においては出入国管理令、外国人登録法に基づき亡命者はほとんど例外なく不法入国、不法在留として取扱われ、わずかに法務大臣の自由裁量による特別な在留を許可すべき事情があると認めるときに限って許可せられることがあるに過ぎない。憲法において人民主権が確立され個人の基本的人権の保障が力強く示されている。その人権の保障される対象は日本国民だけではなく参政権など日本国民に、限定されるものを除いては外国人にも等しく適用さるべきである。それが人権に関する世界宣言（第十四条一項）、憲法を貫ぬく精神である。

この精神を生かし、人道主義にのっとり亡命者の地位を定めること

二、本法において亡命者とは人種、宗教、国籍、特定の社会的グループへの所属または政治的意見の相異のためにその生命、自由が脅かされもしくは、その他の政治的迫害をうけ、またはそれらの虞れが多大であるためその本国（無国籍者については定住所のある国）を離れ、そのような国への帰国が不能であるか、またはそれを望まない者を定義すること

三、亡命者についてその必要期間の滞在を認め、著しく国家保安、また公共秩序の理由を除いてはその領域から退去させることはできないものとし帰国、帰化、再移住についての便宜を与えること

四、とくに亡命者はその生命、自由が脅かされ政治的迫害をうけ、またはそれの虞れが多大である国に対して送還しないことを明定すること

五、亡命者は亡命の意思を法務大臣に申出ることを必要としてその申出により法務大臣は別に定める亡命審査委員会（仮称）の審査を経て許否を決すること

六、右の決定に対しては東京高等裁判所に対する異議申立の途を開くこと

亡命者審査委員会（仮称）設置要綱

一、亡命者の審査のため委員五名（或は七名）よりなる亡命審査委員会を設置すること

二、委員長及び委員は両議院の同意を得て法務大臣が任命するものとすること

三、右委員は人格識見、国際的信用をうることのできる学識経験を有する者のうちから公正な判断を期待しうる人物を選ぶこと

四・五月会費納入

（四月十七日から）

伊藤　修	一、〇〇〇円	
牧野英夫	一、〇〇〇円	
鈴木英吾	一、〇〇〇円	
原田　勇	一、〇〇〇円	
帆足　計	二、〇〇〇円	
上代琢禅	一、〇〇〇円	
中央公論社	一〇、〇〇〇円	
有斐閣	六、〇〇〇円	
畑　仁	一、〇〇〇円	
中川善吾	一、〇〇〇円	
高津正道	一、〇〇〇円	
野村平爾	一、〇〇〇円	
長瀬秀吉	一、〇〇〇円	
小野田六二	四、五〇〇円	
岩波書店	一〇、〇〇〇円	
五　月		
羽仁説子	四、五〇〇円	
藤本　正	一、〇〇〇円	
ダイヤモンド社	二、〇〇〇円	
断古　敬	三〇〇円	
渡辺隆行	一、〇〇〇円	
長野国助	六、〇〇〇円	
小田成光	四、〇〇〇円	
羽仁五郎	一、〇〇〇円	
与良一	二、〇〇〇円	
坂東克彦	一、〇〇〇円	
理想社	一、〇〇〇円	
石山賢吉	二、〇〇〇円	
福岡人権協会	五、〇〇〇円	
田中　実	一、〇〇〇円	
沖縄タイムス	四、〇〇〇円	
岩田喜之助	二、〇〇〇円	
益田直彦	一、〇〇〇円	
有斐閣	三、〇〇〇円	
岩波書店	五、〇〇〇円	
川島武宜	一、〇〇〇円	

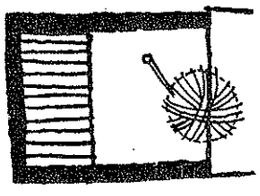

海野理事長　ベトナム平和市民行進国へメッセージ（仙台）

仙台市では三年程前から、毎月一回、ベトナム平和市民行進が行われています。

これは政党組織等の組織に頼らず、一牧師の提唱の下に、市民が個人として自由に参加して、ベトナム反戦の意思表示をするものです。

仙台市長も個人として時には先頭に立ち、日曜の街に買物や散策に出かけた人までが参加するようなデモとして、この三年間静かにしかし力強くベトナム戦の終了を訴えて来ています。

コースは東北大学正門から始まり駅前に出て市役所まで至り、最後に市役所広場で二、三の人のスピーチが行われ、散会するという形式と内容のようです。

仕事の打ち合せのため四月初頭訪仙して、この市民行進をまのあたりに見た当協会会員の棚沼弁護士から、この話を伝えきいた海野理事長は、この市民行進団に対して次のようなメッセージを送りました。

機動隊との衝突、怒号と罵声が皆さん、現在の世界において、暴力強い平和の叫びに加えられ、ベトナムにおける残虐を一日も早く終らせることができたら、こんな嬉しいことはありません。

米国主脳は最近和平をみせかけながら、依然として北ベトナムの小児、婦人にまで襲いかかる北爆その他の殺戮行為を続けていることころなく明らかにしています。

どうか皆さん、声を大にしてこのような残虐行為を一日も早く終熄しめようではありませんか。若葉かおる平和な仙台市の街にあがる皆さんのその声が、必ずやベトナムに名誉ある真の和平をもたらすことを信じて疑いません。

その日まで皆さんのこの行進が、静かに、しかし、力強く続けられますよう祈ってやみません。

私は自由と人権をまもる多くの同志を代表して敬意をこめて、この御挨拶をおくります。

一九六八年五月

右　海野普吉

ベトナムに平和を願う市民行進団の皆様へ

皆さんがこの幾度かな行為を一日も早く終らせようとして、ベトナム平和を願う市民行進団の一員として自由に参加して居られる由を伝えきき、この三年余り、病床にある私は、黙していることはできません。

私ごとき者の声も皆様の熱意ある呼びかけに加えられ、ベトナムにおける残虐を一日も早く終熄せしめようではありませんか。

皆さんがこの幾度かな行為を一日も早く終らせようとして、ベトナム平和を願う市民行進団の一員として自由に参加して居られる由を伝えきき、この三年余り、病床にある私は、黙していることはできません。

私ごとき者の声も皆様の熱意ある呼びかけに加えられ、ベトナムにおける残虐を一日も早く終熄せしめようではありませんか。

若葉かおる平和な仙台市の街にあがる皆さんのその声が、必ずやベトナムに名誉ある真の和平をもたらすことを信じて疑いません。

その日まで皆さんのこの行進が、静かに、しかし、力強く続けられますよう祈ってやみません。

私は自由と人権をまもる多くの同志を代表して敬意をこめて、この御挨拶をおくります。

一九六八年五月

右　海野普吉

ベトナムに平和を願う市民行進団の皆様へ